第 8 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 泰弘・2 坂倉 行光・3 田村 明・5 前川 洋子

8 喜多 義幸・ 9 石井 康宏・11 横山 帛生・12 淺生 哲也

13 平井 秀次・19 佐野すま子・21 坂野 大徹

以上11名

欠 席 部 会 委 員 2太田 義政 $\cdot 24$ 川邊 千秋 $\cdot 10$ 川口 邦次

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 喜多 義幸

事 務 局 職 員 藤井事務局長・鈴村次長・竹田主査

総 合 支 所 河芸:後藤副主幹 美里:小林担当主幹 安濃:北角担当主幹

芸濃:清水主査 香良洲:中山担当副主幹

議事録署名者 19 佐野すま子・21 坂野 大徹

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)

報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第7号 非農地証明願について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の

決定について(別冊)

議 長 それでは、第8回第1農地部会を開催させていただきます。

本日の欠席は2番の太田義政委員、24番の川邊千秋委員、10番の川口邦 次委員の3名で、出席委員は11名です。

それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。

21番 坂野大徹委員、19番 佐野すま子委員、よろしくお願いします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から6号まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事務局 大変失礼ですけれども、座って説明させていただきます。よろしくお願いい たします。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

番号1から8で、合計件数は8件、合計面積は、田で2万1,193㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

続きまして、2ページから6ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

申し訳ありません。訂正をお願いいたします。番号1の案件です。これは、報告第6号、時効取得の案件でございます。ここに上がってこない案件になりますので、抹消のほうをよろしくお願いしたいと思います。このため、番号は2から11で、6ページをご覧いただきたいと思います。

合計のところですけれども、こちらも訂正をお願いします。件数は合計で10件になります。合計面積は、6万9,963㎡です。内訳としまして、田が5万6,555㎡、それから畑が1万3,408㎡でございます。もう一度申し上げます。田が5万6,555㎡、畑が1万3,408㎡に訂正をお願いしたいと思います。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

現況地目が宅地などになっているところにつきましては、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導させていただいております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1、電波通信施設用地の1件で、面積につきましては、畑で157㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権 移転)でございます。

番号1、共同住宅用地

番号2、資材置き場及び駐車場用地

番号3及び番号4につきましては一般個人住宅用地でございます。

件数は4件で、合計面積は3, 223 m。この内訳としまして、田が1, 1

	番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は、畑で339㎡でございます。 10ページをお願いいたします。 報告第6号 時効取得による所有権の移転についてでございます。 番号1、権利者、、申請地は田及び畑で、合計651㎡です。取得年月日は平成元年1月10日でございます。 番号2、権利者、、申請地は畑で246㎡、取得年月日は平成7年5月10日でございます。 以上、件数が2件で合計面積は897㎡、内訳としまして田が549㎡、畑が348㎡で、いずれの案件につきましても、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、時効取得が完成しておりま
	す。 報告案件につきまして、以上で説明を終わります。 よろしくお願いをいたします。
義	ありがとうございます。 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いします。 それでは、議案事項に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)、 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)でごいます。 番号1、地区 安東、受人、面積8,065㎡渡人、面積8,366㎡、申請地 渋見町黒田、台帳地目田 現況地目 畑、面積320㎡。 これにつきましては、受人は、耕作に利便であることから、渡人から申請地を譲り受けるものです。 番号2、地区 安東、受人、面積8,366㎡渡人、面積8,065㎡申請地 渋見町市場、台帳地目・現況地目とも田で、面積631㎡。 これにつきましても、同じく、受人は、耕作に利便であることから、渡人から申請地を譲り受けるものです。 番号3、地区 安東、受人、面積9,205㎡渡人から申請地を譲り受けるものです。 番号3、地区 安東、受人、面積9,205㎡渡したも畑で、面積719㎡。 これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 番号4、地区 安東、受人、面積9,205㎡渡人 」 「本行のきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 番号4、地区 安東、受人、面積9,205㎡渡入 」 「本行のきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。
	3

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸

06㎡、畑が2,117㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

借) でございます。

		番号5、地区 雲出、受人、面積5,108㎡ 渡
		人、面積977㎡ 申請地 雲出島貫町山鶴、台帳地目・
		現況地目とも田で、面積977㎡。
		これにつきましては、渡人から受人への生前部分贈与になります。
		番号6、地区 大里、受人、面積5,167㎡ 渡
		人、面積 7, 2 2 9 m² 申請地 大里窪田町明星垣内、台
		帳地目・現況地目とも田で、面積734㎡。
		これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を
		譲り受け、営農を拡大するものです。
		番号7、地区 大里、受人、面積1,054 m² 渡
		人、面積 2 , 5 7 0 m² 申請地 大里窪田町西鳶、台帳地
		目・現況地目とも田で、面積784㎡。 これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請
		地を譲り受け、営農を拡大するものです。
		番号8、地区 豊津、受人、面積3,343㎡ 渡
		日・現況地目とも田で、面積1,011㎡。
		これにつきましては、渡人から受人への生前部分贈与になります。
		番号9、地区 明、受人、面積5, 306㎡ 渡人、
		面積7,855.61m ² 申請地 芸濃町楠原大坪、台帳地目・現況
		地目とも畑で、面積72㎡。
		これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人から申請地を
		譲り受け、営農を拡大するものです。
		番号10、地区 安濃、受人、面積4万4,660㎡ 渡
		人、面積1万2,074m² 申請地 安濃町太田南、台帳
		地目・現況地目とも田で、面積2,392㎡外2筆で、合計面積で7,039
		$ m m_{\circ}^2$
		これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請
		地を譲り受け、営農を拡大するものです。
		以上、件数は10件、合計面積は1万3,174㎡、このうち田が1万1,
		496㎡、畑が1,678㎡でございます。
		これらの案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限
		面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないた
		め、許可要件の全てを満たしていると考えます。
		以上で説明を終わります。
		ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございます。
戒	又	ありがとうこさいます。 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
		事務向の説明が終わりました。地元安貞の息兄を向いまり。 番号1から4番。
		街々1~り4番。
事	務局	太田義政委員の担当地域になります。本日欠席ということで、事前に問題な
71	CHV LVE	いということで連絡いただいておりますので、よろしくお願いしたいと思いま
		す。
議	長	ありがとうございます。

番号5番。

太田委員 1番、太田です。事務局の説明どおりで現在、譲受人がもう何十年と当該地 を耕作してみえまして、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長番号6番。

坂倉委員 3番、坂倉です。地元推進委員のほうから特別問題ないということで、報告 がありました。よろしくお願いします。

議長 ありがとう。番号7番。

坂倉委員 3番、坂倉です。8月8日に地元推進委員と一緒に現地確認しました。事務 局の説明どおり問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとう。

番号8番は私の担当する地区になりますが、地元推進委員も別に問題なしということで、事務局の説明どおりよろしくお願いいたします。

番号9番。

事務局 9番の案件、川口委員の担当する地区になります。本日欠席ということで、 事前に問題ないということでご連絡いただいておりますので、よろしくお願い いたします。

議長番号10番。

淺生委員 12番、淺生です。地元推進委員とともども現地確認をした結果、問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については 許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書12ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)でございます。

番号1、地区 長野、借人 _____、面積1,054㎡ 貸人 ____、面積6,496㎡ 申請地 美里町桂畑東田___、台帳地目・現況地目とも田で、面積1,569㎡外6筆で、合計面積で5,798㎡

です。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人と10年間の使用貸借権を設定し、営農を拡大するものです。

件数はこの1件で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとう。

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1番。

横山委員 11番、横山です。8月2日に地元推進委員と一緒に確認しまして、問題ないということです。事務局の説明どおりですので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については 許可することに決定いたします。

> 次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事 務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里窪田町出口____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積239㎡外1筆で、合計面積で365㎡。

これにつきましては、平成12年5月ごろから申請地を一般個人住宅及び駐車場用地として利用されておりまして、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 雲林院、申請者 _____、申請地 芸濃町雲林院浦之谷 、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積156㎡。

これにつきましては、平成元年ごろ申請地に植林したもので、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの2件で、合計面積は、畑で521㎡でございます。

これらの案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

	ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1番。
坂倉委員	3番、坂倉です。8月8日に地元推進委員と一緒に現地確認いたしました。 事務局の説明どおり特に問題ございませんので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとう。番号2番。
石井委員	9番、石井です。8月8日に現地確認させていただきまして、事務局の言う とおりで間違いないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	ありがとう。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがです か。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については 許可することに決定いたします。 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所 有権移転)、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案書は14ページから16ページになります。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移 転)でございます。 番号1、地区 神戸、受人、渡人、申請地 半田奥藤 谷、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積227㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を進入用 道路用地とするものです。 なお、平成25年6月に転用許可をした案件ですが、工事が未完成でありま したことから、このたび改めて許可申請が提出されております。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 安東、受人(使用借人:)、渡 人、申請地 渋見町市場、台帳地目・現況地目とも田で面 積217㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用 地とするものです。 農地区分は、第1種農地と判断されます。 番号3、地区 雲出、受人、申請地 雲出島貫 町北大年、台帳地目・現況地目とも田で、面積1,011㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光 発電施設用地とするものです。 パネル設置面積が480.96㎡、転用面積の47.6%に当たります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 雲出、受人 株式会社 代表取締役、
渡人、申請地 雲出本郷町西添、台帳地目・現況地目とも
田で、面積1, 011㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は480.96㎡、転用面積の47.6%に当たります。
農地区分は、第3種農地と判断されます。
番号5、地区 雲出、受人、渡人、申請地 雲出島貫
町北大年、台帳地目・現況地目とも田で、面積1,011㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は480.96㎡、転用面積の47.6%に当たります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号6、地区 大里、受人、渡人、申請地 大里窪田
町西鳶 、台帳地目・現況地目とも田で、面積227㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農家住
宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号7、地区 大里、受人 有限会社 取締役、渡
人、申請地 大里睦合町蟹田、台帳地目・現況地目とも畑
で、面積314㎡外3筆で、合計面積1,507㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。 ペラス 1 1 2 日 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 2 2 2 2
パネル設置面積は569.41㎡、日陰部分を避けて設置されるために、設置変といたしましては転用を持の27.80/に光をります。
置率といたしましては転用面積の37.8%に当たります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号8、地区 大里、受人 有限会社 取締役、渡 人、申請地 大里睦合町蟹田、台帳地目・現況地目とも畑
へ、中間地 人生隆台町蚕田、日帳地日・現代地日とも畑で、面積469㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は260.3 m ² 、転用面積の55.5%に当たります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号9、地区 高野尾、受人、渡人、申請地 高野尾
町中町、台帳地目・現況地目とも畑で、面積165㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場
用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号10、地区 椋本、受人、渡人、申請地 芸濃町
椋本八幡前、台帳地目・現況地目とも畑で、面積348㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個
人住宅用地とするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。
番号11、地区 椋本、受人 株式会社 代表取締
役、渡人です。申請地 芸濃町椋本東豊久野、
台帳地目・現況地目とも畑で、面積71㎡外7筆で、15ページをお願いいた

します。合計面積で4、030㎡になります。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売分
譲住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号12、地区 高宮、受人、渡人、申請地 美里町
五百野中之郷 、台帳地目・現況地目とも畑で面積13㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を進入用
道路用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号13、地区 草生、受人、渡人、申請地 安濃町
草生清水田、台帳地目・現況地目とも田で、面積396㎡外1筆で、
合計面積 1, 4 3 0 ㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を事業用
の駐車場及び資材置き場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号14、地区 村主、受人、渡人 亡き、相続財産管
理人、申請地 安濃町川西藤ヶ森、台帳地目 田・現況地目
宅地、面積 6 5 ㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から隣接宅地とともに申請地を譲り受け
るものですが、昭和54年に
に利用されておりまして、この経過書が提出されておりますことから追認しよ
うとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号15、地区 安濃、受人 株式会社 代表取締
役、渡人、申請地 安濃町内多壱之坪、台帳地
目・現況地目とも畑で、面積63㎡外3筆で、合計面積311㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個
人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号16、地区 香良洲、受人、渡人、申請地 香良
洲町大新田 、台帳地目・現況地目とも畑で面積678㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は451.98㎡、転用面積の66.6%に当たります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号17、地区 香良洲、受人、渡人、申請地 香良
洲町大新田、台帳地目・現況地目とも畑で、面積287 m ² 。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は275.4㎡、転用面積の95.9%に当たります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
16ページをお願いいたします。
番号18、地区 香良洲、受人、渡人、申請地 香良
洲町大新田、台帳地目・現況地目とも畑で、面積337 m ² 。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積が264.06㎡です。転用面積の78.3%に当たります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は合計で18件、合計面積が1万3, 344 m 、このうち田が 5, 199 m 、畑が8, 145 m でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとう。

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1番。

前川委員 5番、前川です。8月8日の日に地元推進委員と現地確認いたしまして、現 状は未管理になっているため、きれいになるのではないかということで、事務 局の説明どおり特に問題はありませんので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとう。 番号2番。

事務局 本日欠席されています太田委員の担当地域になりまして、問題ないということで事前に連絡いただいておりますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとう。 番号3、4、5。

太田委員 1番、太田です。この3件につきましては、8日の日に守山会長、喜多部会 長、また地元推進委員に立ち会っていただきまして、問題ないということで、 事務局の説明どおりよろしくお願いしたいなと思います。

議 長 ありがとう。 番号6、7、8番。

坂倉委員 3番、坂倉です。

6番につきましては、8月8日の日に地元推進委員と一緒に現地を確認しま したが、特に問題はございませんので、事務局の説明どおりよろしくお願いし ます。

7番につきましては、1,000㎡以上ということで、8月8日の日に守山会長、喜多部会長、地元推進委員は所用があって欠席でしたが現地確認を実施しました。特に問題ないということでありますので、よろしくお願いしたいなと思います。

8番につきまして、同じく8月8日の日に現地確認しました。地元推進委員は所用があり欠席でありましたが、特に問題ないということでありまして、事務局の説明どおりよろしくお願いしたいと思います。

議 長 ありがとう。 番号9番。

坂倉委員 3番、坂倉です。8月8日に地元推進委員と一緒に現地確認いたしました。 特に問題ございません。また、地元の農業振興協議会においても特に問題ない ということでございます。事務局の説明どおりでありますので、よろしくお願 いします。

議 長 ありがとう。 番号10、11番。

事務局 議長、すみません。川口委員の担当地域になりまして、本日欠席されておりますけれども、事前に問題ないということで連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい。 番号12番。

横山委員 11番、横山です。8月1日に地元推進委員と確認しまして、問題がないと いうことで、よろしくお願いします。

議 長 はい。 番号13番、14番。

平井委員 13番、平井です。8月8日の日に会長、部会長と現地確認を行いました。 地元推進委員からは、申請地へ乗り入れするのに水路の上を通るということで すので、通路確保には十分気をつけるようにということで譲受人のほうには申 し入れております。

> あとは事務局の説明どおり何ら問題はありませんので、よろしくお願いいた します。

> 次、14番でございます。14番につきましても8月8日の日に現地確認を 行いました。地元推進委員も問題ないということでございますので、よろしく お願いいたします。

議 長 はい。 番号15番。

淺生委員 12番、淺生です。8月8日の日に地元推進委員ともども現地確認をした結果、問題なしということです。以上です。

議 長 ありがとう。 番号16、17番。

太田委員 1番、太田です。この2件は隣り合っておりまして、地目は畑になっておりますが保全管理のみされている状態です。地元推進委員は欠席されておりましたが、私が8月3日に現地を見てまいりました。事務局のご説明のとおり問題

ないと思います。よろしくお願いします。 長 はい、ありがとう。 議 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがです 部会委員 <一同 異議なし> ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第4号については 長 議 許可することに決定いたします。 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃 貸借権)、事務局の説明をお願いします。 事務局 議案書17ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借 権) でございます。 番号1、地区 上野、借人 、貸人 _____、申請地 河芸町久 知野橋爪 、台帳地目・現況地目とも畑で、面積99㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、 隣接山林と一体利用の上で申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積が531.36 m。山林を含めました全体面積、これが1, 381㎡ございまして、このうち38.5%の利用という形になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 上野、借人 、貸人 知野橋爪 、台帳地目・現況地目とも田で、面積664㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、 申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は369㎡、転用面積の55.6%に当たります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 黒田、借人 株式会社 _____ 代表取締役 貸人 _____、申請地 河芸町三行高城____、台帳地目 山林、現況地 目 田、面積5,050㎡のうち1,310㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、 申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積が529.75㎡、転用面積の40.43%に当たります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号4、地区 辰水、借人 有限会社 _____ 代表取締役 貸人 ____、申請地 美里町家所糀平___、台帳地目・現況地目とも 畑で、面積531㎡外3筆で、合計面積1,599㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、 申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は531.36㎡、日影部分を避けて設置するために転用面 積の33.2%ということでございます。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は4件で合計面積は3,672㎡、このうち田が664㎡、畑が 1,698㎡、その他ですが、これは台帳地目が山林になっております農地と

いうことで、これが1,310㎡でございます。 いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどをよろしくお願いいたします。 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 議 長 1番、2番、3番は私の担当する案件です。1番と2番は地元推進委員から 何も問題なしということで報告をうけ、事務局の説明のとおりでございます。 3番は会長と同行させていただき現地確認を実施しましたが、地元推進委員 も別に問題ないということですので、事務局の説明のとおりでございます。 番号4番。 横山委員 11番、横山です。8月8日、守山会長、喜多部会長及び地元推進委員の立 ち会いのもと現地確認を行いまして、問題ないということでよろしくお願いし ます。 議 長 はい、ありがとうございます。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。 皆さん、いかがですか。 部会委員 <一同 異議なし> ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第5号については 議 長 許可することに決定いたします。 次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使 用貸借)、事務局の説明をお願いします。 事務局 議案書は18ページをお願いいたします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸 借) でございます。 番号1、地区 栗真、借人 、貸人 、申請地 栗真小川 町西浦 、台帳地目・現況地目とも畑で、面積128㎡。 これにつきましては、50年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住 宅用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 神戸、借人 、貸人 木 、台帳地目 田、現況地目 畑、面積507㎡。 これにつきましては、永年の使用貸借権を設定し、申請地を農家住宅用地と

町宮ノ前 、台帳地目・現況地目とも畑で、面積206㎡。

これにつきましては、永年の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用

、申請地 雲出本郷

するものです。

地とするものです。

農地区分は、第1種農地になります。

農地区分は、第1種農地と判断されます。

番号3、地区 雲出、借人 、貸人

番号4、地区 安西、借人 _____、貸人 ____、申請地 芸濃町小野平二子塚____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積1,186㎡。

これにつきましては、20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は434.6㎡。パネルによる日影を避けるためにパネルの間隔を広くとるということで、転用面積の36.6%の利用率というふうな状況になります。

農地区分は、第2種農地になります。

以上、件数は4件で合計面積は2,027㎡、このうち田が507㎡、畑が1,520㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1番。

坂野委員 21番、坂野です。現地確認しましたけれども、特に問題ないと思います。 以上です。

議長番号2番。

前川委員 5番、前川です。8月8日の日に地元推進委員と現地確認いたしまして、事 務局の説明どおり問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとう。 番号3番。

太田委員 1番、太田です。8月8日の日に地元推進委員と現地を確認させていただきました。事務局の説明どおり問題ないということで、よろしくお願いします。

議長番号4。

石井委員 9番、石井です。地元推進委員と10日の日に現地確認させていただきました。事務局の言うとおりで問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとう。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第6号については 許可することに決定いたします。

次に、議案第7号、非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局

19ページをお願いいたします。

議案第7号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 明、願出者 _____、申請地 芸濃町楠原大坪____、台帳地目 畑、現況地目ですが、これは申し訳ございません。現況地目が畑となっておりますが、いずれの筆につきましても宅地でございます。現況地目3筆とも宅地ということで、訂正をお願いしたいと思います。現況地目につきましては宅地ということで、この筆の面積が72㎡外2筆で、合計面積で216㎡でございます。

これにつきましては、提出されております建物の登記簿謄本によりまして、申請地には昭和62年11月22日に居宅が新築されていることが確認できます。

このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している 土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第 2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えない ものと考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1番。

事務局 議長、すみません。この地区、川口委員の担当地区になりまして、事前に問題ないということで連絡いただいております。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとう。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第7号については 証明することに決定いたします。

次に、別冊でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積 計画の決定についてでございます。

> 資料のほう2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧いただきたいと 思います。

地区別に、下の合計欄のところで説明をさせていただきます。

まず、津地区でございます。津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で4万3,805.91㎡、畑の使用貸借で2,591㎡、契約件数は36件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1万3,313㎡、契約

件数は5件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で8, $519 \,\mathrm{m}^3$ 、契約件数は2件でございます。

芸濃地区、美里地区、香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で、田の集積が賃貸借、使用貸借を合わせまして6万5,637.91㎡、畑の集積が使用貸借で2,591㎡、合計契約件数は43件、合計面積としましては6万8,228.91㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積につきましては、津地区で11件、河芸地区1件、安濃地区2件、以上、合計で14件で、面積の合計が3万9,225.91㎡でございます。

今回の利用集積計画のうち、件数で32.6%、面積では57.5%が認定 農業者のほうに集積されております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりましてご配慮いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとう。

説明が終わりました。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件についてご審議をお願いします。

整理番号7についてです。

委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件について、皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。 入室してください。

< 入 室 >

議長次に、整理番号38外1件についてです。 委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議	長	この2件について、いかがでしょうか。
部会	委員	<一同 異議なし>
議	長	ありがとうございます。 入室してください。
		< 入 室 >
議	長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さん、いかがでしょうか。
部会	委員	<一同 異議なし>
議	長	それでは、議案第8号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。 以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。 以上で、第8回第1農地部会を終了いたします。
		午前10時53分
上記は、第8回第1農地部会の議事を録したものである。 平成29年8月17日		
		議事録署名者
		議事録署名者